

序章 民法制定史

フランス・ドイツ	日本
<p>1789年7月 フランス革命の勃発 (民衆によるバスティーユ監獄の襲撃)</p> <p>1799年11月 ナポレオンがフランス執政政府を樹立 (1804年5月 フランス皇帝に即位)</p> <p>1804年3月 ナポレオン法典(民法典)の制定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所有権の絶対的保障(第544条) ・契約自由の原則(第1134条) ・過失責任主義(第1382条) <p>※ 全2281条 以下の3編からなる法学提要方式</p> <p style="text-align: center;"> <u>人</u> <u>物</u> <u>債権債務</u> 家族法 財産法 </p> <p>1870年7月～1871年5月 普仏戦争(普の勝利) ※ 1871年1月 ベルサイユ宮殿でドイツ帝国の成立が宣言される</p> <p><u>1874年 ドイツ民法典の制定作業開始</u></p> <p>1888年 第1草案の公表 1892年 第2草案の公表</p> <p>1896年8月 ドイツ民法典の公布</p> <p>※ 以下の5編からなる学説編纂(バンデクテン)方式 総則、債務、物権、親族、相続</p> <p>1900年元旦 ドイツ民法典施行開始</p>	<p>1854年3月 日米和親条約締結 (鎖国の廃止)</p> <p>1867年10月 大政奉還</p> <p style="text-align: center; color: orange;">※ 西洋流の近代法導入の必要性</p> <p><u>1869年 フランス民法典の翻訳作業開始</u></p> <p>1880年 フランス人のボワソナードによる民法草案の起草開始</p> <p><u>1890年 ボワソナード草案(旧民法典)公布</u> ※1893年より施行されるとされたが、後に施行延期(日本の慣習法に反するため)</p> <p>1893年 ボワソナード草案(旧民法典)の修正作業開始、ドイツ民法等の参照</p> <p>1896年 財産法の部分が公布 1898年 家族法の部分が公布</p> <p>1898年7月 民法の施行開始</p> <p>※ 独民法と同様の形式をとるが、仏民法の影響も残している。</p>

普仏戦争

「普」とはプロイセンを指し、ドイツ地方東部にあったドイツ人の王国である。首都はポツダムないしベルリン。その他のドイツ人の王国としては、バイエルン、ザクセン、オーストリアなどがあったが、1871年、プロイセンが中心となり、かつ、オーストリアを除いた形で諸王国がまとまり、ドイツ帝国が成立した。

なお、普仏戦争で敗れたフランスの当時の元首はナポレオン1世の甥のナポレオン3世である。

以下の問題に答えなさい。

1. 明治維新时期、我が国がフランス民法をモデルとし、民法制定作業に着手したのはなぜか。
2. 1800年代後半のフランスとドイツの対立は、我が国の民法制定作業にどのような影響を与えたか。
3. A（売主）はB（買主）に土地を販売したが、土地の所有権はいつ移転するかという点について、日独仏の民法は次のように定めている。

〔日本民法・フランス民法〕 売買契約の成立時に所有権はAからBに移る（意思主義）

〔ドイツ民法〕 物権行為と公示（登記）がなされた時に所有権は移転する（形式主義）

危険負担（第 534 条第 1 項）

建物を売買する契約が締結されたが、建物が買主に引き渡される前に建物は地震で（当事者の責めに帰さない事由によって）崩壊した。このような場合でも買主は代金を支払わなければならないか。

現行民法	改正民法 (2020年4月1日より施行)
<p><u>第 534 条 1 項（債権者主義）</u> 特定物の売買に関しては、債権者（建物の引渡権者である買主）の負担とする。これは、所有権は契約締結の時点で買主に移転するという考えに基づいている。</p> <p>なお、この規定は<u>強行規定</u>ではないため、必ず守らなくてはならないわけではない。実際に、上掲の規定に反し、両者で損害を折半する旨の取り決めがなされるのが一般的である（<u>契約自由の原則</u>）。</p>	<p>目的物の引渡しがなされる前、債権者（買主）の責めに帰さない事由によって目的物が消滅した場合であっても、債権者が危険を負担するという現行規定には批判が多い。そのため、この規定は削除された。</p> <p>債権者（買主）は自らの債務の履行を拒むことができる（改正第 536 条第 1 項）。また、契約を解除することもできる（同第 542 条第 1 項）。</p>

〔問題〕

- 1 第 534 条第 1 項の改正によって、実務はどう変わると考えられるか。
- 2 第 543 条但書によれば、債務者の責めに帰さない事由（天災や第 3 者の行為など）によって債務の履行が不能になったとき、債権者は契約を解除することができるが、民法改正によって、この規定の内容はどのように変わるか説明しなさい。